

## 適正規模及び適正配置審議会の審議経過

## Ⅰ. 学校を取り巻く環境の変化

- 1 児童・生徒数の減少傾向と増加に転じる地域の発生
- 2 二極化する学校規模

近年、小学校は、「6 学級以下」及び「19 学級以上」、中学校は、「7 から 11 学級」の学校のうち、「12 から 18 学級」の規模に向かう学校と「6 学級以下」の規模となる学校の大規模化と小規模化の二極化の傾向がみられる。

- 3 地区別の状況

小学校は、ほとんどの地区で「12 から 18 学級」の割合が高くなっているが、赤塚地区は「19 学級以上」、板橋地区は「6 学級以下」の学校が多い。中学校で「12 から 18 学級」の割合が 50% を割っている地区は、板橋地区と常盤台地区であり、いずれも小規模校が多い。

## Ⅱ. 適正配置を検討するうえでの課題

- 1 地域と学校の連携の問題

学校支援地域本部に代表されるように、いたばし学び支援プランでは、学校と地域とのつながりを重視する施策を数多く実施している。しかし、通学区域と町会・自治会の区域は一致しておらず、1 つの町会・自治会が 5 つの小学校との関わりを持たなければならない地域がある一方で、地域センター区域の唯一の学校が早急な対応を要する規模になった地域も現れた。「地域」という概念を具体的に打ち出して方向性を出す必要が生じている。

- 2 通学区域変更の限界

通学区域が単学級の場合に、近隣に通える学校が多数存在することから、別の学校を選択する割合が高まっているため、適正規模化のために通学区域の変更を行っても効果を得ることが難しくなっている。

- 3 一部小学校の大規模化の懸念

児童数が増加している赤塚地区は、1 校あたりの通学区域が他の地区より広く、学校数が少ない地域である。そのため、平成 22 年度から 24 学級を有する学校が現れた。また、文部科学省で計画されている少人数学級が複数学年に導入された場合、更なる学級数の増加が予測されるため、大規模校について検討する必要がある。

- 4 大規模集合住宅の影響

大規模集合住宅の建設の影響は、学校施設が不足する学校に止まらず、早急な対応を要する規模の学校にも影響が大きい。現在の早急な対応を要する規模の学校周辺でも、大規模集合住宅として開発可能な土地があり、近隣の学校施設の収容量等を勘案すると、土地の利用形態がはっきりするまで適正配置の検討が難しい地域となっているところがある。

- 5 学校改築による見直し

今後、経年による学校施設の老朽化に伴い、学校改築の必要性が高まる。適正規模、適正配置の実現には学校施設の許容量も大きな影響を与える。このため、中長期的な視点に立ち、学校改築計画に合わせて、小中学校や町会・自治会の区域を考慮した通学区域の見直しも含め、学校の適正規模、適正配置を検討する必要がある。

- 6 特別支援教育との関係

教育上の特別な支援を必要とする子どもの数が増えており、特別支援教育については今後も児童数・学級数が著しく増加する。学校の適正配置にあたっては、通常学級に加え、特別支援教育制度を考慮する必要がある。また、通常学級に在籍しながら小集団での教育・生活を希望

する子どもの存在もあり、こうしたニーズも考慮する必要がある。

現在、特別支援学級が併設された小規模校の中には、通常学級に在籍する子どもたちの減少が続く一方で、特別支援学級に在籍したり、通級したりする子どもたちの数が増加する現象が現れている。

## 7 小学校、中学校連携教育の推進

小学校と中学校の通学区域が大きく異なっている地域があり、また、連携教育を行っている中学校とは異なる中学校にほとんどの児童が進学する小学校も存在している。適正配置にあたっては、小中学校連携教育が推進しやすいように考慮することが望ましい。

## Ⅲ. これまでの審議における合意事項

### 審議の視点

平成 13 年度答申では小規模化の影響を学習面と生活面等から検討し、主にその適正規模化について論議されているが、今回の答申では、子どもたちの「生きる力」を醸成するための教育環境の改善、教育条件の整備を第一に考え、学校と地域との連携・協同がいつそう推進するような学校の配置となるような基本的な考え方を構築する。

### 審議の流れ

小中学校の望ましい規模を共通認識とし、その規模から考えられる適正配置を考える。

## 1 教育上、望ましい規模の考え方

○小学校：12 学級から 18 学級

1 学級あたりの児童数は 20 人から 30 人

○中学校：12 学級から 15 学級

1 学級あたりの生徒数は 30 人から 35 人

- ・ 小学校における望ましい規模は、子どもたちが社会性を身につけるための集団としての規模、学級編制替えができて、若手、中堅、ベテランの教員をバランスよく配置し育成できる規模、担任教員が子どもと向き合い望ましい環境を整えられる規模として考えた。
- ・ 中学校における望ましい規模は、小学校とは異なり教科担任制であるため、生徒をきめ細かく見るためには少人数の学校・学級規模が望ましいという意見もあったが、集団の中で自己の位置づけや行動規範等を学ぶこと、体育や音楽などの教科や行事の特性から考えた。
- ・ 制度として各自治体の判断で 1 学級あたりの人数を引き下げることが可能となったことから、財政状況が厳しいため実現は困難であるものの、質の高い授業を行なうために望ましい児童・生徒数を考えた。

## 2 望ましい規模を下回る場合の考え方

○ 望ましい規模を下回る学校は、将来の子ども数、隣接する学校との距離、施設条件等を総合的に勘案しながら、地域での検討が必要である。

- ・ 学校規模の下限を設けることの是非については、学校選択制があるなか、下限を定めると小規模化を加速させてしまうとの指摘がある一方、1 学級あたりの人数を望ましい規模で示したこともあり、下限を決めることが審議会の責務だとする意見もあった。
- ・ 地域によって、小規模校を捉える事情が異なることから、望ましい規模を示すことによって、適正配置を検討する地域で規模の下限を含めた検討が必要である。

### 3 望ましい規模を上回る場合の考え方

- 恒常的に過大規模となる学校が出現した場合は、新校の設置も検討する。しかし、当面は新たな学校は作れないという現状認識の下、小中学校ともに 24 学級を超えないよう調整する必要がある。
  - ・ 学校の過大規模化は施設の狭隘化により教育環境が悪化するほか、学校運営上も教職員が多くなり、学校長が適正に管理・掌握しきれなくなるといった状況が表れる等のデメリットがあると考えられる。
  - ・ 調整の方法としては通学区域の変更があげられた。

### 4 配置を検討する地域・学校

地域センターの区域、中学校の通学区域、連携教育ブロックの区域を検討した。

検討のなかから課題を抱えた特徴的な地域・学校が抽出されてきた。

- 学校が密集し小規模化が進んでいる地域（仲宿地域センター地域、板橋第三中学校ブロック）
- 望ましい規模を下回り、早急な対応が必要な学校（志村第三小学校、大山小学校）
- 隣接校との距離が離れ大規模化が進んでいる地域（下赤塚・成増地域センター地域、赤塚第三中学校ブロック）

## I. 第一次答申（平成 13 年 3 月）概要

### 1 学校の規模

児童生徒への学習面と生活面等から検討し、望ましい教育環境を維持するには、一定の規模が必要であるとの結論を導き出した。

- (1) 適正規模 12 学級～18 学級
- (2) 早急な対応を要する規模 6 学級で児童・生徒 150 人を下限  
(これ以下は統廃合を含め早期に検討を要する規模)

### 2 学校の適正配置

早急な対応を要する規模の学校を適正規模化し、子どもたちへの教育効果を高めることを目的として、適正配置を進める具体的な方法を示した。

- (1) 第一段階：隣接校との通学区域の変更を検討 第二段階：学校の統合を含めて検討
- (2) 方法 保護者や地域住民の参加する協議会等を組織しての合意形成を図る。
- (3) 配慮事項 通学距離(小学校 1 km、中学校 1.5 km)、通学路の安全確保、学校と地域社会等との関わりへの配慮

### 3 検討時期

早急な対応を要する規模の基準に該当するか、該当することが確実に予測される学校が新たに出現した場合に着手。適正規模を下回るが、早急な対応を要する規模の基準に該当しない学校は、動向を見守っていく必要があると結論付けている。

## II. 適正配置の実施状況

### 1 統合

第一次答申に示された適正配置の方針に従い、これまで小学校 6 校を閉校し、2 校を開校した。また、中学校は 1 校を閉校した。その結果、小学校は 57 校から 53 校に、区立中学校は 24 校から 23 校になった。

| No. | 条例施行日           | 開校・統合した学校 | 閉校(廃校)した学校         | 方式        |
|-----|-----------------|-----------|--------------------|-----------|
| 1   | 平成 14 年 4 月 1 日 | 加賀小学校     | 板橋第三小学校<br>稲荷台小学校  | 二校廃止、新校設置 |
| 2   | 平成 14 年 4 月 1 日 | 高島第六小学校   | 高島第四小学校<br>高島第六小学校 | 二校廃止、新校設置 |
| 3   | 平成 17 年 4 月 1 日 | 若木小学校     | 若葉小学校              | 若木小への吸収統合 |
| 4   | 平成 18 年 4 月 1 日 | 板橋第三中学校   | 板橋第四中学校            | 板三中への吸収統合 |
| 5   | 平成 19 年 4 月 1 日 | 高島第二小学校   | 高島第七小学校            | 高二小への吸収統合 |

### 2 学区域変更

早急な対応を要する規模となった板橋第八小学校の適正規模化を図るために、近隣の中根橋小学校の通学区域の一部を組み入れた。しかし、現在も早急な対応を要する規模から回復していない。

| 実施時期          | 変更地域                  | 変更前  | 変更後 | 説明                                                                          |
|---------------|-----------------------|------|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 18 年 8 月 25 日 | 大和町<br>11～13<br>33～40 | 中根橋小 | 板八小 | 平成 15 年度から早急な対応を要する規模の状態が続いている板橋第八小学校の適正規模を確保するため、中根橋小学校の通学区域の一部を板橋第八小学校に編入 |

